

北海道立北見体育センターの概要

令和 3 年 1 0 月

北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課

1 北見体育センターの概要

(1) 事業経緯等

① 昭和52年3月の道教育庁における「北海道教育長期総合計画」において、道立体育施設を2館設置する方針が決まり、1館を道央に（旧中島体育センター）、もう1館を地方に建設することとした。北海道の特色である屋外・冬季スポーツの研修等を行う施設として設置するため、道東地区であること、その中心部であること、総合運動公園と一体で使用できることなど、総合的に判断し、北見市に北海道立北見体育センターを設置した。

- ・センター完成 … 昭和57年3月25日
- ・センター設置 … 昭和57年4月5日
- ・事業着手 … 昭和57年度～

② 北海道立北見体育センターは、屋外スポーツを中心に本道の特色である積雪寒冷の自然条件を生かした体力づくりと冬季スポーツの技術等に関する研修施設として設置され、以後、道東地区における広域的なスポーツの拠点施設としての役割を果たしてきている。

③ 平成24年4月より、道における「文化・スポーツ行政の一元化」に伴い、施設所管が道教育庁から道環境生活部に移管し、現在に至る。

(2) 施設概要

北見体育センターの管理及び運営業務の対象となる施設は、次のとおりである。

1 所在地	北見市東陵町27番地 東陵運動公園内
2 設置目的	北海道における体育・スポーツ等の振興を図り、もって道民生活の向上に寄与する。
3 施設内容	
(1) 面積	
敷地面積	9,884.58㎡
延床面積	4,503.58㎡（1階 3,354.98㎡ 2階 1,148.60㎡）
(2) 構造	鉄筋コンクリート造 2階建
(3) 施設	
①競技場 (アリーナ)	○アリーナ床面積 1,656㎡ バスケットコート2面、バレーコート3面、バドミントンコート8面、卓球21面、テニスコート3面 ○移動観覧席（2階） 224名収容 ○放送室 17㎡ ○指導員室 17㎡
②ランニングコース	○床面積 345㎡（1周 165m）
③トレーニング室	○床面積 220㎡ ○設備機器 トレーニングマシン6台、ランニングマシン4台 エアロバイク5台、フリーウエイト等
④健康相談室	○床面積 31㎡ ○設備機器 体力測定器具
⑤講堂	○床面積 209㎡ ○収容定数 120名 ○設備機器 ビデオ・OHP等の視聴覚機器
⑥研修室	○床面積 120㎡ ○収容定員 54名
⑦休憩室	○床面積 105㎡ ○収容定員 30名
⑧更衣室 (シャワー室)	○床面積 112㎡ ○2室（男性用・女性用）
⑨管理施設	○事務室、館長室、機械室、管理人室、倉庫、物品庫、受水槽室
⑩その他	○図書資料室、ロビー等 ○点字ブロック及び案内板の表示 ○スロープ、手すり、障害者用トイレの設置

(3) 位置図

(4) 道立北見体育センター全体平面図

(5) 備品等一覧

2 北見体育センター利用者数実績

(単位：人)

施設	平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設全体(推計)	140,981	131,319	53,219
うち個人減免数(個人)	80,815	82,780	44,883
うち団体減免数(団体)	618	538	512
競技場(アリーナ)	93,889	91,050	40,152
トレーニング室	23,286	21,111	5,405
講堂	13,455	9,714	4,204
研修室	10,351	9,444	3,458

3 北見体育センター現行利用料金一覧表

◆条例上限額

別表

(1～2略)

3 北見体育センターを利用する場合

区分				利用料金の上限額			
				午前	午後	夜間	1日
競技場	全部利用の場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	13,890円	13,890円	17,260円	29,480円
			その他の場合 営利を目的としない場合	34,430円	34,430円	39,350円	98,500円
			その他の場合	147,750円	147,750円	184,420円	443,370円
	個人利用の場合	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	25,650円	25,650円	29,480円	73,860円
			その他の場合 営利を目的としない場合	147,750円	147,750円	184,420円	443,370円
			その他の場合	394,100円	394,100円	492,660円	1,182,390円
個人利用の場合	入場料を徴収する場合	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	610円	610円	610円		
		その他の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1,340円	1,340円	1,340円		
トレーニング室	入場料を徴収する場合	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回につき			1,580円	
		その他の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人1回につき			2,470円	
講堂	入場料を徴収する場合		15,030円	15,030円	15,030円	38,440円	
研修室	入場料を徴収する場合		6,710円	6,710円	6,710円	18,550円	

4 体育センターの設備を利用する場合

1回につき 399,460円

5 体育センターの運動用具を利用する場合
1回につき 15,550円

備考

- 1 午前とは午前9時から午後1時まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時まで、1日とは午前9時から午後9時までとする。
- 2 土曜日、日曜日及び休日における全部利用に係る利用料金並びに(略)研修室、(略)及び講堂の利用料金の上限額は、その利用の区分に応じ、(略)3の表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。
- 3 指定管理者が体育センターの運営に支障がないと認めるときは、(略)3の表(個人利用の場合及びトレーニング室を除く。)の1日の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の利用料金の上限額は、当該利用時間(利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。)1時間につき、夜間利用の場合の1時間当たりの利用料金の上限額(2の事項の規定により算出した場合にあつては、その額)とする。(4~5 略)
- 6 北見体育センターの競技場又は研修室の2分の1の面積を利用する場合(競技場にあつては、個人利用の場合を除く。)における競技場及び研修室の利用料金の上限額は、その利用の区分に応じ、3の表に定める額(2の事項の規定により算出した場合にあつては、その額)にそれぞれ0.5を乗じて得た額とする。
- 7 指定管理者は、特別に利用する電気、水道等の料金及び暖房料について、別に実費を徴収することができる。

◆利用料金承認額(令和2年4月1日承認)

[指定管理者の名称]
公益財団法人北見市スポーツ協会
[利用料金の額]

区 分				利用料金の上限額						
				午 前	午 後	夜 間	1 日	時間外		
競技場	全部利用の場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	平 日	9,600	9,600	13,200	20,800	3,300	
				土・日・休日	14,400	14,400	19,600	29,600	4,900	
			その他の場合	営利を目的としない場合	平 日	26,400	26,400	30,800	77,200	7,700
					土・日・休日	39,600	39,600	46,400	116,000	11,600
			その他の場合	その他の場合	平 日	117,200	117,200	137,200	342,800	34,300
					土・日・休日	176,000	176,000	205,600	514,000	51,400
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	平 日	19,200	19,200	22,400	56,000	5,600	
				土・日・休日	28,640	28,640	33,600	84,000	8,400	
			その他の場合	営利を目的としない場合	平 日	117,200	117,200	137,200	342,800	34,300
					土・日・休日	176,000	176,000	205,600	514,000	51,400
			その他の場合	その他の場合	平 日	309,200	309,200	364,800	912,000	91,200
					土・日・休日					

		場合	土・日・休日	463,000	463,000	547,200	1,368,000	136,800
個人利用の場合	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回	200	200	200			
		回数券	12回券 2,000円					
	その他の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人1回	300	300	300			
		回数券	12回券 3,000円					
トレーニング室	高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人1回	300	300	300			
		回数券	12回券 3,000円					
	その他の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人1回	600	600	600			
		回数券	12回券 6,000円					
講堂	平日	7,200	7,200	7,200	21,600	1,800		
	土・日・休日	10,400	10,400	10,400	31,200	2,600		
研修室Ⅰ・Ⅱ	平日	4,000	4,000	4,000	12,000	1,000		
	土・日・休日	6,000	6,000	6,000	18,000	1,500		
研修室Ⅲ	平日	2,000	2,000	2,000	6,000			
	土・日・休日	3,000	3,000	3,000	9,000			

○競技場の全部利用及び講堂・研修室を利用する場合で、午前・午後・夜間の区分のうち、2時間の料金については、上記料金に0.5を乗じた額とする。

○競技場の3分の2面、2分の1面又は3分の1面及び研修室Ⅰ・Ⅱの2分の1面を利用する場合については、上記料金に0.5を乗じた額とする。

○利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

[設備・運動用具料金額]

区 分		午 前	午 後	夜 間	1 日
卓球台(ネット付き)	1式1回	140円	140円	140円	420円
卓球フェンス	1枚1回	50円	50円	50円	150円
卓球カウンター	1組1回	50円	50円	50円	150円

バスケットゴール	1式1回	750円	750円	750円	2,250円
バレーボール支柱（ネット付き）	1式1回	260円	260円	260円	780円
バドミントン支柱（ネット付き）	1式1回	80円	80円	80円	240円
テニス支柱（ネット付き）	1式1回	260円	260円	260円	780円
サッカーゴール	1式1回	380円	380円	380円	1,140円
鉄棒	1式1回	110円	110円	110円	330円
トランポリン	1式1回	180円	180円	180円	540円
綱引きロープ	1式1回	150円	150円	150円	450円
電光掲示板	1台1回	800円	800円	800円	2,400円
得点板	1台1回	60円	60円	60円	180円
審判台	1台1回	90円	90円	90円	270円
放送室（マイクロホン含む）	1式1回	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
長机	1脚1回	50円	50円	50円	150円
いす	1脚1回	30円	30円	30円	90円
柔道畳	1畳1回	60円	60円	60円	180円

◆利用料金の減免基準

北海道立北見体育センターにおける利用料金の減免基準は下記のとおり

- (1) 次に掲げる者が競技場又はトレーニング室を個人利用する場合 ～ 免除
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
 - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
 - オ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者（知的障害者を除く。）と判定された者及びその引率者
 - カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
 - キ 65歳以上の者
 - ク その他知事が上記アからキまでに掲げる者に準ずる者と認める者
- (2) 道又は道教育委員会が開催する体育又はスポーツの大会、講習会等の場合及び道又は道教育委員会が後援する体育又はスポーツの大会、講習会等で知事が認めた場合 ～ 免除
- (3) 「体育の日」の一般開放利用者 ～ 免除
- (4) 特別支援学校の児童又は生徒の引率者並びに小学校及び中学校の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の特別支援学級をいう。）の児童又は生徒の引率者が競技場の個人利用又はトレーニング室の利用をする場合 ～ 免除
- (5) 学齢に達しない者、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒並びに知事が特別の理由があると認める者が利用する場合における全部利用並びに講堂及び研修室を利用する場合 ～ 5割
- (6) 「道みんの日」にトレーニング室を利用する場合 ～ 免除

※ 利用料金の減免基準(2)の「知事が認めた場合」は、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 北海道中学校体育連盟、北海道高等学校体育連盟又は北海道高等学校定時制通信制体育連盟が行うもの（連盟支部が行うものを含む。）
- ② 体育又はスポーツの指導者養成を目的とするもの

③ 障がい者スポーツ団体が行う、障がい者のスポーツの大会で、全道規模以上のもの（原則、地区予選会を有する大会又は全国大会の予選会として位置付けられた大会であること。）

4 北見体育センター利用料金収入実績

(単位：円)

施設	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (見込み)
センター全体	16,041,900	13,792,580	6,923,180	3,009,370
競技場（アリーナ）	8,984,030	7,625,210	5,164,150	1,865,900
トレーニング室	4,443,500	3,672,000	598,490	473,500
講堂	837,720	820,560	424,280	241,800
研修室	580,460	570,860	196,310	151,000
付帯設備	1,196,190	1,103,950	539,950	277,170

5 管理運営経費等の推移

(1) 管理運営経費の推移

(単位：千円、人)

		H30年度 (決算)	R1年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (予算)	主な内訳・数量
受益者 負担	利用料金	16,042	13,793	6,923	2,629	
	その他	281	394	130	247	事業開催収益等
道負担	負担金	59,803	59,956	67,475	59,937	
	修繕費	150,228	203,148	0	224,620	
管理運営 経費及び 事業費	人件費	19,128	19,323	17,887	21,815	
	維持管理費	54,341	52,442	54,085	59,253	
	光熱水費	6,409	4,827	2,584	4,775	燃料費、電気料等
	修繕費	1,234	1,933	2,540	3,400	
	委託費	34,104	34,133	33,956	35,625	清掃委託等
	賃借料	1,842	1,806	1,900	2,865	トレーニング機器等
	その他	10,752	9,743	13,105	12,588	消耗品費等
諸謝金	545	505	234	450	講師謝金	
繰越金	370	171	320	0		
職員 体制	常勤	2	2	3	3	
	非常勤・臨時	3	3	2	2	

(2) 主な修繕等の実績及び見込み

年度	負担者	修繕箇所	金額(千円)	備考
H30年度	指定管理者	男女シャワー室タイル修繕	259	
	道	暖房衛生設備改修工事	84,283	
R1年度	指定管理者	事務室エアコン取付工事	773	
	道	電気設備改修工事	88,517	
R2年度	指定管理者	トレーニング室回転窓工事	800	
	道		0	
R3年度	指定管理者	アリーナ天井吸音材取替工事	137	
	道	アリーナ床ほか改修工事	187,000	

6 実施事業の概要

(1) 施設の維持管理

設備の保守点検（各種保守点検、管理等）、環境の維持（清掃等）、警備、除雪等

(2) 施設の運営

受付、施設案内、利用承認、利用料金收受、利用促進等

(3) 各種事業の実施

体育・スポーツ振興等事業

体力・健康づくりのための事業

スポーツ情報提供のための事業

7 北海道財務規則第205条の17に基づく行政財産使用許可等の状況

【使用許可】北海道財務規則第205条の17関係

対 象	数 量	使用料	許可期間	許可の相手先	用 途
建 物 (競技場器具庫)	45.60㎡	免除	令和4年3月31日まで	北見市	トランポリン及び 体操用器具のの保管

【貸付け】地方自治法第238条の4第2項第4号関係

物 件	数 量	貸付の相手方	貸付期間
自動販売機	2台	北海道コカ・コーラボトリング(株)	令和6年3月31日まで
	1台	ポッカサッポロ北海道(株)	令和6年3月31日まで